

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

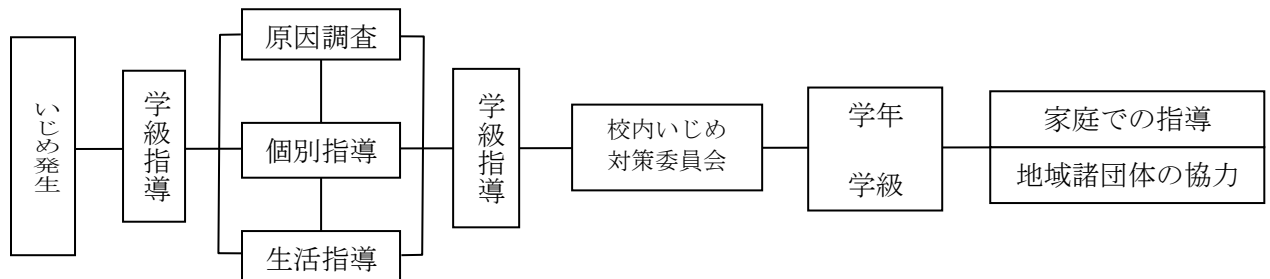
学校いじめ防止基本方針の概要

「STOP the いじめ アクションプラン」に沿って、全職員が地域、家庭、専門機関と連携し、いじめ防止に努める。学校の体制強化に関わるアクション5～9を()内に記載。

① いじめや長期欠席、虐待などに対する指導の重点

- ・学級担任を中心に、全職員が児童の発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。(アクション7：学級集団適応心理検査の効果的な活用)
- ・教育相談活動を定期的に実施し、個別指導により児童の心情を的確に把握する。
- ・「いじめ対策委員会」とともにきめ細かく対応できる「小委員会」を毎月(職員会後)開き、情報交換することで、共通理解のもと学校体制で状況の改善に努める。外部専門家の活用を図る。(アクション5：いじめ対策委員会の強化)
- ・年間5回「生活アンケート」を実施する。アンケートを集約後、担任はすべての児童と教育相談を行い、実態把握に努める。(アクション6：生活アンケートの見直し)
- ・2学期の保護者会にあわせて(第4回生活アンケート時)保護者アンケートを実施し、共通認識をもち問題へ対応に努める。

② いじめ対応における指導の組織



③ 取組の概要

- ・担任は児童とふれ合う中で、きめ細かな観察に留意するとともに道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進を図る。(アクション8：道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進)
- ・家庭や民生委員・児童委員や福祉機関と連携し、問題点を把握し、専門機関から必要に応じて適切な指導・助言を受ける。
(アクション9：家庭・地域・専門機関との協働)

④ 岡崎市立広幡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的な考え方

教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識

- (1) いじめは、どの子供にも、起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことがもっとも重要である。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

3 早期発見に向けて

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、「いじめはあるもの」との認識のもと、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知したり、生活アンケートや教育相談をしたりすることにより、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。そして、生活アンケートを糸口に、個人面談による聞き取りから状況を確認し、個に合わせた対応を行う。必要に応じて面談を継続したり、保護者と連携をしたりして児童支援にあたり、未然防止を図る。

登下校時のトラブルが多い傾向にあるため、通学団会において交通安全やきまりについて念入りに確認をする。特に下校時は、各通学団担当教諭が付き添い下校を行い、多くの目で児童の様子を見守り、家庭との連携を強化する。

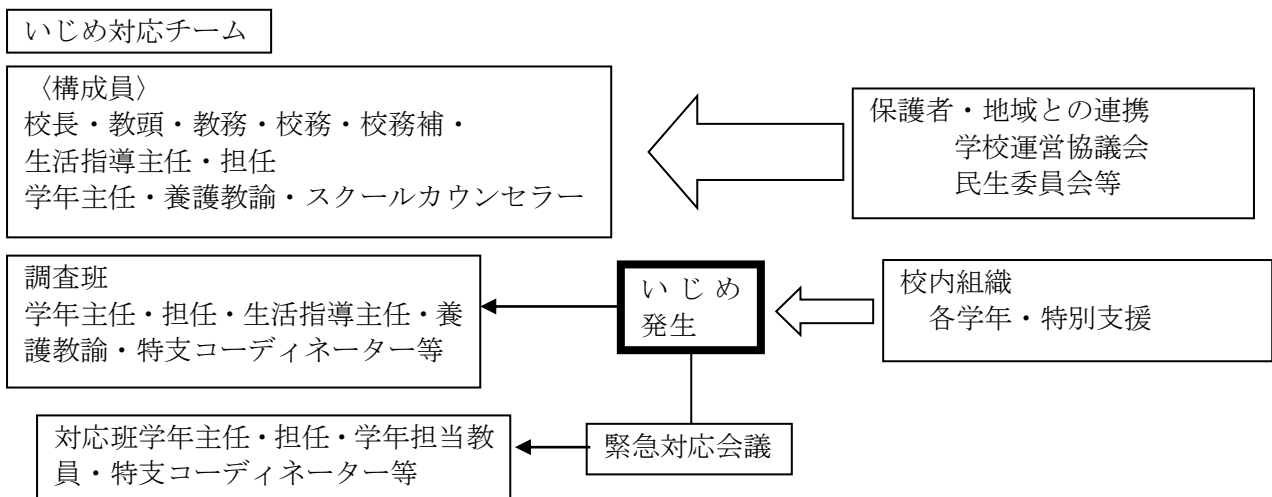
また、子供たちに関わるすべてのことについて、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

4 いじめを発見した場合の早期対応の方法

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

5 教職員の研修

年5回実施するいじめ長期欠席対策委員会の際に、いじめに関する具体的な資料を提示し、現職研修を実施する。また、全職員に「生徒指導提要」の改訂内容の共通理解を図り、積極的な児童支援体制づくりに努める。



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

- ・児童生徒が自死を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

(3) 重大事態への対応

教育委員会が調査の主体を判断する。学校が調査主体の場合は、調査組織を設置し、事実関係を調査し、その調査結果を踏まえ、再発防止など必要な措置を行う。

<いじめ防止に係る年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	学校いじめ防止基本方針の確認	学級・学年開き 学校公開日 山の学習(5年)	いじめ相談窓口の 児童、保護者への周知 身体測定	PTA 総会 自宅確認訪問 引き渡し訓練
5月	D ↓	情報交換	こいのぼり集会 運動会	生活アンケート →担任と個人面談 いじめ長期欠席対策委員会①	健全育成協議会(葵中) 健全育成協議会(城北中) 学校運営協議会
6月	↓	情報交換	学区クリーン作戦 観劇会 学校保健委員会	生活アンケート →担任と個人面談	
7月	C ↓	情報交換 取組評価アンケート		通学団会 いじめ長期欠席対策委員会②	個別懇談会
8月	A ↓	中間評価→検証			
9月	P ↓	情報交換	学校公開日 学区敬老会	身体測定	
10月	D ↓	情報交換	キッズデイズ 学芸会	生活アンケート →担任と個人面談 いじめ長期欠席対策委員会③	
11月	↓	情報交換	修学旅行(6年) チャレンジランニング マラソン大会	生活アンケート →担任と個人面談	健全育成協議会(葵中) 広小サマーフェスティバル
12月	C ↓	情報交換 取組評価アンケート		いじめ長期欠席対策委員会④	個別懇談会
1月	A ↓	情報交換	学校公開日	身体測定 生活アンケート →担任と個人面談	
2月	P ↓	情報交換	ボランティアさん感謝の会	いじめ長期欠席対策委員会⑤	健全育成協議会(葵中) 健全育成協議会(城北中) 学校運営協議会
3月	C ↓ A	情報交換 基本方針 の見直し	卒業を祝う会	通学団会	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○ケース会議	○全校集会における講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○分かる・楽しい授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	

注: Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)

★いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

引用 令和2年10月16日 岡崎市いじめ問題対策委員会
「平成30年度に岡崎市内の公立中学校で発生した
いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査に係る報告書」76ページ